

静岡県公安委員会規程第17号

若年運転者期間に係る特例取得免許の取消処分に関する規程を次のように定める。

令和4年7月8日

静岡県公安委員会委員長 外山弘宰

若年運転者期間に係る特例取得免許の取消処分に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の規定に基づいて静岡県公安委員会が行う若年運転者期間（法第102条の3に規定する若年運転者期間をいう。）に係る特例取得免許（同条に規定する特例取得免許をいう。）の取消しの処分（以下単に「処分」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(処分に係る関係書類の送付)

第2条 処分（法第104条の2の4第2項の規定により行うものに限る。）を要すると認められる事実を発見した場合において、当該事実に係る者の住所地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該事実に係る関係書類に行政処分関係書類送付書（様式第1号）を添えて当該都道府県公安委員会に送付するものとする。

(処分移送通知書の送付)

第3条 法第104条の2の4第3項の規定により処分移送通知書を送付するときは、同条第1項の規定により処分をしようとする場合にあつては当該処分に係る者に対し法第108条の3の3の規定による通知を行った事実を証明する資料を、法第104条の2の4第2項の規定により処分をしようとする場合にあつては当該処分を要すると認められる事実の証明に必要な書類等を添付するものとする。

(処分の決定の通知)

第4条 処分をすることとした者がその住所を他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、処分決定通知書（様式第2号）により当該都道府県公安委員会に処分の決定を通知するものとする。

(処分の執行の依頼)

第5条 処分をすることとした者が、その住所を他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更していたとき、又は他の都道府県公安委員会の管轄区域内に居住しているときは、処分執行依頼書（様式第3号）により当該者の住所地又は居所を管轄する都道府県公安委員会に処分の執行を依頼するものとする。

(処分の決定の通知及び処分の執行の依頼)

第6条 前2条の規定にかかわらず、処分をすることとした旨の通知及び処分の執行の依頼を同時に同一の都道府県公安委員会に対し行うときは、処分決定通知・処分執行依頼書（様式第4号）により通知し、及び依頼するものとする。

(処分の執行)

第7条 法第104条の2の4第1項、第2項又は第4項の規定により処分をするときは、当該処分に係る者に対し運転免許取消処分書（様式第5号）を交付するものとする。

(依頼により処分を執行した旨の通知)

第8条 他の都道府県公安委員会から処分の執行の依頼があった場合において、当該処分をしたときは、当該都道府県公安委員会に対し執行通知書（様式第6号）により、その旨を通知するものとする。

（処分を執行した旨の通知）

第9条 法第104条の2の4第7項の規定による通知は、処分執行通知書（様式第7号）により行うものとする。

（代理人）

第10条 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号。以下「意見の聴取等規則」という。）第5条第1項の書面の様式は、代理人資格証明書（様式第8号）のとおりとする。

2 意見の聴取等規則第5条第2項の規定による届出は、代理人資格喪失届出書（様式第9号）を提出して行うものとする。

（補佐人）

第11条 意見の聴取等規則第6条第1項の書面の様式は、補佐人出頭許可申請書（様式第10号）のとおりとする。

（意見の聴取の通知）

第12条 法第104条の2の4第6項において準用する法第104条第1項の規定による通知は、意見の聴取通知書（様式第11号）により行うものとする。

（意見の聴取の期日及び場所の変更の申出等）

第13条 意見の聴取等規則第8条第2項の書面の様式は、変更申出書（様式第12号）のとおりとする。

2 意見の聴取等規則第8条第3項の規定による通知は、変更通知書（様式第13号）により行うものとする。

（意見の聴取の続行の通知）

第14条 意見の聴取等規則第11条第2項の規定による告知は、意見の聴取続行通知書（様式第14号）により行うものとする。

（意見の聴取調書）

第15条 意見の聴取等規則第12条第1項の意見の聴取調書の様式は、意見の聴取調書（様式第15号）のとおりとする。

（委任）

第16条 この規程に定めるもののほか、処分に関し必要な細目的事項は、静岡県警察本部長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

静岡県公安委員会



行政処分関係書類送付書

住 所
氏 名

上記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する者であるが、当公安委員会において行政処分を要すると認められる事実を発見したので、当該事実に係る関係書類を送付する。

第 号 年 月 日	
公安委員会 殿	
静岡県公安委員会 印	
処 分 決 定 通 知 書	
当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、免許の取消処分を決定したので通知する。	
記	
住 所	
氏 名 等	年 月 日生
運 転 免 許 の 種 類	
免許証の番号等	第 号 年 月 日 公安委員会交付
取消しに係る免許の種類	<input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大二 <input type="checkbox"/> 中二 <input type="checkbox"/> 普二 <input type="checkbox"/> 大特二 <input type="checkbox"/> け引二
処分決定日	年 月 日
処 分 の 理 由	
備 考	

（注） 該当する事項の□にレ印を付すること。

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

静岡県公安委員会 印

処分執行依頼書

住 所（居所）
氏 名

上記の者は、当公安委員会において処分決定を行った者であるが、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する（居住している）者であることが判明したので、運転免許取消処分書に係る事実に基づき行政処分の執行を依頼する。

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

静岡県公安委員会 印

処分決定通知・処分執行依頼書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、免許の取消処分を決定したので通知する。また、下記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する（居住している）者であることが判明したので、行政処分の執行を依頼する。

記

住 所	
氏 名 等	年 月 日生
運 転 免 許 の 種 類	
免許証の番号等	第 号 年 月 日 公安委員会交付
取消しに係る 免許の種類	<input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大二 <input type="checkbox"/> 中二 <input type="checkbox"/> 普二 <input type="checkbox"/> 大特二 <input type="checkbox"/> け引二
処分決定日	年 月 日
処分の理由	
備 考	

（注） 該当する事項の□にレ印を付すること。

（表）

静岡県公安委員会 指令運免第	号
年 月 日	

運 転 免 許 取 消 処 分 書

第1項
 道路交通法第104条の2の4 第2項 の規定により、下記のとおりあなたの免許を
 第4項
 取り消します。

年 月 日

静岡県公安委員会 印

住 所			
氏 名			
免許証の番号等	第 号	年 月 日	公安委員会交付
取消しに係る 免許の種類	<input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大二 <input type="checkbox"/> 中二 <input type="checkbox"/> 普二 <input type="checkbox"/> 大特二 <input type="checkbox"/> け引二		
理 由	（処分事由） <input type="checkbox"/> 若年運転者講習不受講 <input type="checkbox"/> 若年運転者講習受講後基準該当		
	若年運転者講習受講年月日 年 月 日		
	違反行為等の発生日	違反行為等の種別	点 数
	年 月 日		点
	年 月 日		点
			合計点数 点

取扱課（署）名	運 転 免 許 課	取扱者印	
	警察署	取扱者印	

(裏)

【教 示 事 項】

1 この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。


2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

静岡県公安委員会 

執行通知書

住 所（居所）

氏 名

処分執行依頼書（ 年 月 日付け 発第 号）により、貴公安委員会から
行政処分執行依頼を受けた上記の者に対し、行政処分を執行したので通知する。

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

静岡県公安委員会 印

処 分 執 行 通 知 書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、免許の取消処分を行ったので通知する。

記

住 所	
氏 名 等	年 月 日生
運 転 免 許 の 種 類	
免許証の番号等	第 号 年 月 日 公安委員会交付
取消しに係る免許の種類	<input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大二 <input type="checkbox"/> 中二 <input type="checkbox"/> 普二 <input type="checkbox"/> 大特二 <input type="checkbox"/> け引二
処分執行日	年 月 日
処 分 の 理 由	
備 考	

（注） 該当する事項の□にレ印を付すること。

代 理 人 資 格 証 明 書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

住所

氏名

に

ついては、下記の者を代理人として選任し、私のために意見の聴取に関する一切の行為
をすることを委任します。

記

意見の聴取 の 件 名	
住 所	
氏 名	

代理人資格喪失届出書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

住所

氏名

については、

下記の者が代理人の資格を失ったので届け出ます。

記

意見の聴取 の 件 名	
住 所	
氏 名	

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

住所

氏名

年 月 日に において行われる意見の聴取については、下記の補佐人とともに出頭したいので申請します。

記

意見の聴取 の 件 名	
住 所	
氏 名 等	(歳) 職 業
当事者又は代 理人との関係	
補佐する事項	

様式第11号（第12条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）
（表）

第 号
年 月 日

意見の聴取通知書

住 所

殿

静岡県公安委員会



道路交通法第104条の2の4第6項において準用する同法第104条第1項の規定により、あなたに対する下記理由による処分に係る意見の聴取を下記のとおり行うので出頭されるよう通知します。

記

意見の聴取の件名	
意見の聴取の期日	
意見の聴取の場所	
処分をしようとする理由	

(裏)

意見の聴取に際しての留意事項

- 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分をします。
- 2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは、代理人1人を選任し、意見の聴取の期日までに、代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対してあなたのために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した代理人資格証明書を静岡県公安委員会に提出してください。
- 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。
- 4 意見の聴取の期日において補佐人と出頭しようとする場合には、その者の氏名、住所、あなた又はあなたの代理人との関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書を意見の聴取の期日までに静岡県公安委員会に提出して許可を受けてください。
- 5 あなたが病気その他のやむを得ない理由がある場合には、静岡県公安委員会に対し、変更申出書により、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができます。
- 6 あなた又はあなたの代理人が意見の聴取の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

意見の聴取の 主 宰 者	職 名 氏 名 連絡先
-----------------	-------------------

変更申出書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

住所

氏名

年 月 日に

において行われる意見の

聴取の期日・場所については、下記のとおりやむを得ない理由があるので変更を申し出ます。

記

意見の聴取 の件名	
理由	

(注) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

第 号

変更通知書

年 月 日

殿

静岡県公安委員会



年 月 日に

において行うこととし

ていた意見の聴取の期日・場所を下記のとおり変更したので通知します。

記

意見の聴取 の 件 名		
	変 更 前	変 更 後
意見の聴取 の 期 日	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分から
意見の聴取 の 場 所		

第 号

意見の聴取続行通知書

年 月 日

殿

静岡県公安委員会



年 月 日に において行った意見の聴取
を下記のとおり続行するので通知します。

記

意見の聴取 の 件 名	
意見の聴取 の 期 日	年 月 日 時 分から
意見の聴取 の 場 所	

様式第15号（第15条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

（表）

第 号 意見の聴取調書 年 月 日 主宰者の職名及び氏名 ⑩	
意見の聴取の件名	
意見の聴取の期日	
意見の聴取の場所	
当事者（代理人）の 住所及び氏名	
行政庁の職員	
当事者又はその代理人の意見の陳述の要旨	
（ 質 問 事 項 ）	陳 述 内 容

(裏)

<p>(続き)</p>	
<p>補佐人・参考人・関係人の氏名及び住所</p>	
<p>参考人又は関係人の陳述の要旨</p>	
<p>提出された証拠の標目</p>	
<p>その他参考となるべき事項</p>	